

株主のみなさまへ

東京都台東区東上野一丁目 16 番 1 号
株 式 会 社 平 和
 代表取締役社長 嶺井 勝也

「第 47 回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。

さて、平成 27 年 6 月 9 日付でご送付申しあげました当社「第 47 回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正内容をお知らせいたします。

敬具

記

修正箇所（修正箇所には網掛けを付しております。）

第 47 回定時株主総会招集ご通知 54 頁「第 2 号議案 定款一部変更の件」「2. 変更の内容」の表中

【修正前】

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
(監査役の責任免除) 第36条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(監査役の責任免除) 第37条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

【修正後】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第29条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第30条～第36条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第36条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第37条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第37条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第38条～第41条 (現行どおり)</p>

以上